

令和 5 年 第 1 回  
さくら市議会定例会議案書

No.1

# 付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	市 長	<b>No. 1</b> P 4
2	さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	"	P 8
3	さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について	"	P 13
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	"	P 22
5	さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	"	P 26
6	さくら市博物館条例の一部改正について	"	P 28
7	さくら市子ども・子育て会議条例の一部改正について	"	P 29
8	さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について	"	P 30
9	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について	"	P 36
10	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	"	P 40
11	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	"	P 42
12	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算(第 12 号)	"	P 45
13	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	"	P 85
14	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	"	P101
15	令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	"	P119
16	令和 5 年度さくら市一般会計予算	"	<b>No. 2</b> P 5

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	令和5年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	市長	<b>No. 3</b> P 5
18	令和5年度さくら市国民健康保険特別会計予算	〃	P 29
19	令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	〃	P 57
20	令和5年度さくら市介護保険特別会計予算	〃	P 75
21	令和5年度さくら市水道事業会計予算	〃	P113
22	令和5年度さくら市下水道事業会計予算	〃	P137
23	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃	P161
24	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃	P162
25	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	〃	P163
26	南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	〃	P164
27	町又は字の区域変更について	〃	P167
28	市道路線の認定について	〃	P174
29	市道路線の廃止について	〃	P175
報告 1	専決処分事項の報告について（熟田小学校長寿命化改良工事請負契約の変更）	〃	P176

## 議案第1号

さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者（当該事業の管理者の権限を行う市長を含む。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、

無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。
- 3 前項の規定による費用の負担については、さくら市情報公開条例（平成17年さくら市条例第9号）第12条第2項の規定を準用する。
- 4 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市の機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査会への諮問）

第4条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年さくら市条例第 号）第1条に規定するさくら市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるものとする。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める場合

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（さくら市個人情報保護条例の廃止）
- 2 さくら市個人情報保護条例（平成17年さくら市条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。  
（さくら市情報公開条例の一部改正）
- 3 さくら市情報公開条例（平成17年さくら市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第12条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを

得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(経過措置)

- 4 次に掲げる者に係る職務上知ることができた個人情報（旧条例第2条第3号に規定する個人情報をいう。以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧個人情報の取扱いに従事する旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事する旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第2項の規定による旧個人情報の取扱いに係る受託業務（以下この号において「旧受託業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者
- 5 この条例の施行前において旧条例第13条及び第23条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第27条に規定する費用負担を含む。）及び訂正並びに一時停止については、なお従前の例による。
- 6 第4項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する行政情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 第4項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する行政情報（指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が当該管理の業務に関して知り得た旧個人情報を含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を

図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 8 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 議案第2号

さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、さくら市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者（当該管理者の権限を行う市長を含む。）及び議会をいう。

(2) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア さくら市情報公開条例（平成17年さくら市条例第9号。次条において「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」



という。) 第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及びさくら市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年さくら市条例第 号。次条において「個人情報保護法施行条例」という。) 第 2 条第 1 項に規定する市の機関をいう。

(3) 保有個人情報 法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 (法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。) をいう。

(4) 参加人 行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。

(所掌事項)

第 3 条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 情報公開条例第 13 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求に関する事項

(2) 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求に関する事項

(3) 個人情報保護法施行条例第 4 条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、又は自ら調査審議し、実施機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 審査会は、5 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件について、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（次項において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述に際し、審査請求人及び参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問庁に対し、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期

間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付)

第 10 条 審査会は、第 7 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第 11 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査会への諮問)

第 12 条 実施機関(議会を除く。)は、法第 129 条の規定により審査会に諮問するときは、第 7 条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年さくら市条例第 号)の施行の日から施行する。

(さくら市情報公開条例の一部改正)

2 さくら市情報公開条例(平成 17 年さくら市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条―第 14 条の 7」を「第 13 条・第 14 条」に改める。

第 2 条第 1 号中「及び」を「、地方公営企業の管理者(当該管理者の権限を行う市長を含む。)及び」に改める。

第 14 条から第 14 条の 6 までの規定を削り、第 14 条の 7 を第 14 条とする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にさくら市情報公開条例第14条第1項及びさくら市個人情報保護条例第31条第1項の規定により市に置かれたさくら市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 4 施行日前にさくら市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前のさくら市個人情報保護条例第28条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

## 議案第3号

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について

(目的)

第1条 この条例は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の基本的な事項を定めることにより、地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。)をいう。

(2) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。

(3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。

(4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(5) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(基本理念)

第3条 本市の健全で恵み豊かな自然環境は、先人のたゆまぬ努力により築かれてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全が図らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、自然環境、生活環境及び景観その他地域環境(以下「自然環境等」という。)を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

(関係機関の協力)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。)その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域に該当すると認めるときは、当該区域を太陽光発電施設の設置を抑制すべき区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。

(1) 自然環境等が良好な区域であって、その区域における自然環境を保全することが必要と認められる区域

(2) 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区

域及び魅力ある景観の創出を目指す区域

(3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域

(4) 前3号に掲げるもののほか、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域

2 前項に規定する抑制区域は、規則で定める。

(設置許可の申請)

第8条 抑制区域内に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）

(2) 太陽光発電施設の設置の場所

(3) 事業区域の所在及び面積

(4) 設置する太陽光発電施設の構造

(5) 設置する太陽光発電施設の発電出力

(6) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間

(7) 太陽光発電施設の設置の計画に関する事項

(8) 第9条に規定する地域住民等への説明等の状況に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、その他規則で定める事項

(地域住民等への説明等)

第9条 事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業に係る説明会を開催し、当該太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。

2 事業者は、事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

3 事業者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置許可の基準等)

第10条 市長は、第8条の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次の各号のいずれにも該

当すると認められるときでなければ、当該太陽光発電施設の設置を許可してはならない。

- (1) 周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
  - (2) 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
  - (3) 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
  - (4) 事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他関係法令（次号及び第 6 号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
  - (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
  - (6) 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
  - (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
  - (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
  - (9) 電気事業法その他関係法令の基準に適合していること。
  - (10) さくら市総合計画条例（平成 27 年さくら市条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する総合計画その他計画に適合していること。
  - (11) 前条第 1 項に規定する説明会を適正に実施していること。
- 2 市長は、第 8 条の規定により申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。
- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。
  - (2) 第 12 条の規定により設置許可又は変更許可を取り消された日から起算して 5 年を経過しないとき。
  - (3) さくら市暴力団排除条例（平成 23 年さくら市条例第 20 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等と認められるとき。



- 3 市長は、自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

(変更許可)

第 11 条 前条第 1 項の規定により設置許可を受けた者は、第 8 条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第 8 条から前条までの規定は、変更許可について準用する。

- 3 設置許可を受けた者は、第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置許可の取消し)

第 12 条 市長は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、設置許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1 年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- (3) 第 10 条第 3 項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 第 24 条の規定による命令に違反したとき。

(設置の届出)

第 13 条 抑制区域外に発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書に、必要な図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 事業区域の所在及び面積
- (4) 設置する太陽光発電施設の発電出力
- (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) 第 9 条に規定する地域住民等への説明等の状況に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他規則で定める事項

(届出内容の変更)

第 14 条 前条の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る事

項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事の届出)

第 15 条 設置許可を受けた者及び変更許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 16 条 事業者は、太陽光発電事業を行っている期間中、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(維持管理)

第 17 条 事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。

- (1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
  - (2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
  - (3) 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。
- 2 事業者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い、当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
  - 3 事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを市長に提出し、公表しなければならない。
  - 4 事業区域の全部又は一部が抑制区域に含まれる場合は、規則で定めるところにより、第 2 項の規定により行った維持管理の結果を市長に提出しなければならない。
  - 5 前 3 項の規定は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を変

更した場合に準用する。

- 6 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(地位の承継等)

第 18 条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。第 4 項において同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。同項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、設置許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第 13 条の規定により届出書を提出した者が、当該届出書に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により届出書を提出した者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割のあった日から 30 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第 1 項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

- 5 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定により計画を作成したときに準用する。

(廃止)

第 19 条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 30 日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可（変更許可を含む。）は、その効力を失う。

（指導又は助言）

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（報告の徴収）

第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第 23 条 市長は、設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。

2 市長は、設置許可又は変更許可に係る太陽光発電施設が第 10 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに掲げる基準又は同条第 3 項（第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、当該設置許可又は変更許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が第 17 条第 1 項の基準に従って維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は、第 20 条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

(措置命令)

第 24 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違反事実の公表等)

第 25 条 市長は、第 12 条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により措置を講ずべきことを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所)を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 26 条までの規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条の規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後に着手する太陽光発電事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 10 月 1 日前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条第 3 項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているときは、第 13 条の規定を準用する。

## 議案第 4 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年さくら市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項右欄を次のように改める。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表の 3 の項右欄を次のように改める。

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表に次のように加える。

4 市長	生活に困窮する外国人に対する	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護に準ずる	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	保護に関する	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国家公務員共済組合法、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）による医	

	療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 18 条第 2 号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に



	<p>関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項であって規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 5 号

さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者」を「、感染症の患者若しくはその疑いのある者」に、「付着若しくは付着の危険」を「付着した物件若しくは付着の疑い」に改め、同項第 2 号中「第 2 条に定める」を「第 2 条第 1 項に規定する」に、「炭<sup>そ</sup>、ブルセラ病、鼻<sup>そ</sup>」を「炭<sup>そ</sup>疽、ブルセラ症、鼻<sup>そ</sup>疽」に、「患者若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜」を「、家畜伝染病の患者若しくはその疑いのある者の収容、家畜伝染病の家畜若しくはその疑いのあるもの」に、「家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険」を「家畜伝染病の病原体の付着した物件若しくは付着の疑い」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 6 号

### さくら市博物館条例の一部改正について

さくら市博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆志

### さくら市条例第 号

#### さくら市博物館条例の一部を改正する条例

さくら市博物館条例（平成 17 年さくら市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、」を削り、「資するため、」の次に「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）の規定に基づき、」を加える。

第 3 条第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 7 号中「他の博物館と協力し、情報の交換、博物館資料の相互貸借等」を「学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第 14 条中「第 23 条」を「第 26 条」に改める。

第 17 条中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 7 号

さくら市子ども・子育て会議条例の一部改正について

さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

さくら市子ども・子育て会議条例（平成 25 年さくら市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

第 3 条第 1 項第 7 号中「その他」を「前各号に掲げる者のほか、」に改め、同条第 2 項中「3 年」を「2 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「選任する」を「これを定める」に改める。

第 5 条第 1 項中「子ども・子育て会議の会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同条第 2 項中「子ども・子育て会議」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条第 3 項中「子ども・子育て会議」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「占用者」を「道路占用者」に、同条第 4 号中「場合のほか」を「もののほか」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位：円）

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	420
	第 2 種電柱		650
	第 3 種電柱		880
	第 1 種電話柱		380

	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34
	外径が0.15メートル以上0.		45

		2メートル未満のもの			
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			68
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			91
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
		外径が1メートル以上のもの			450
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの		8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	610
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	380



		地下に設けるもの		230
	その他のもの			760
法第32条第1項第4号に掲げる施設				760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.005$
		階数が2のもの		$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
その他のもの			760	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
その他のもの		1本につき1月	96	

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760
令第7条第3号に掲げる施設				$A \times 0.033$
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.019$
	上空に設けるもの			$A \times 0.023$
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		$A \times 0.005$
		階数が2のもの		$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$
	その他のもの			$A \times 0.033$
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		$A \times 0.019$	
	その他のもの		$A \times 0.013$	

令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	$A \times 0.023$ $A \times 0.013$
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	$A \times 0.019$ $A \times 0.023$ $A \times 0.033$
令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.033$
令第7条第14号に掲げる施設		$A \times 0.033$

別表の備考第5号中「（令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に道路占用者から徴収する占用料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例

さくら市公共物管理及び使用料条例（平成 17 年さくら市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

350
540
730
320
500
690
32
32
3
2

310
190
630
270
960
630
13
19
28
38
57
76
130
190
380
630
$A \times 0.005$
$A \times 0.008$
$A \times 0.01$
480
290
630
10
96
96
960
500
10
96
10
96
960
480

630

」を「

420
650
880
380
610
830
32
38
4
2
370
230
760
320
960
760
16
23
34
45
68
91
160
230
450
760
$A \times 0.005$
$A \times 0.008$
$A \times 0.01$
480
290

760
10
96
96
960
610
10
96
10
96
960
480
760

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第4条第1項の許可を受けた者から徴収する使用料等については、なお従前の例による。

## 議案第 10 号

### さくら市営住宅管理条例の一部改正について

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

### さくら市条例第 号

#### さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さくら市営住宅管理条例（平成 17 年さくら市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びに第 5 号」を「及び第 5 号」に改め、同項第 2 号ウ中「アに規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びにイ」を「ア及びイ」に改め、同条第 2 項第 8 号中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号ア中「規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日」を「一時保護、配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護が終了した日」に改め、同号に次のように加える。



ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について（平成 20 年 5 月 9 日雇児福発第 0509001 号）の婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者、若しくは配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号国土交通省住宅局長通知）に基づき、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行う民間支援団体において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者

第 22 条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 一般消防団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第 2 に定める出動報酬を支給する。ただし、一の団員に支給する出動報酬の額は、災害の職務に従事する場合を除き、1 年度当たり 3 万円を限度とする。

4 第2項の年額報酬は、年度当たり1回も招集に応じない一般消防団員にはこれを支給しない。

第13条第1項を削る。

第13条第2項中「団員が公務のため旅行した場合は、前項に定めるもののほか」を「前条第3項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は」に改め、同項を第1項とし、同項に次の1項を加える。

2 報酬及び費用弁償の支給方法については、さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年さくら市条例第44号)の例による。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第12条関係)

階級等	報酬の額
団長	年額 200,000 円
副団長	年額 150,000 円
本部長	年額 120,000 円
副本部長	年額 115,000 円
本部次長	年額 110,000 円
本部部員	年額 100,000 円
分団長	年額 100,000 円
副分団長	年額 83,000 円
部長	年額 69,000 円
班長	年額 51,000 円
団員	年額 45,000 円

別表第2(第12条関係)

区分	支給単位	出動時間	報酬の額
災害の場合	1日	2時間未満	2,000円
		2時間以上4時間未満	4,000円
		4時間以上	8,000円
警戒、訓練等の場合	1回	—	2,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第 12 条及び第 13 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

## 議案第 12 号

### 令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,529 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 214 億 1,782 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
11 地 方 交 付 税		
	1 地 方 交 付 税	
15 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 負 担 金	
	2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金		
	1 県 負 担 金	
	2 県 補 助 金	
	3 委 託 金	
17 財 産 収 入		
	1 財 産 運 用 収 入	
	2 財 産 売 払 収 入	
19 繰 入 金		
	1 特 別 会 計 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金	
20 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
22 市 債		
	1 市 債	
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,132,313	85,189	3,217,502
3,132,313	85,189	3,217,502
3,694,232	23,141	3,717,373
2,465,131	△7,267	2,457,864
1,218,117	30,408	1,248,525
1,472,591	△14,068	1,458,523
903,870	△2,774	901,096
445,414	△20	445,394
123,307	△11,274	112,033
142,059	△27,870	114,189
48,410	5,130	53,540
93,649	△33,000	60,649
1,235,769	△604,604	631,165
28,015	8,599	36,614
1,207,754	△613,203	594,551
1,090,132	510,917	1,601,049
1,090,132	510,917	1,601,049
863,069	△68,000	795,069
863,069	△68,000	795,069
21,513,118	△95,295	21,417,823

歳 出

款		項
1 議 会 費		1 議 会 費
2 総 務 費		1 総 務 管 理 費
		4 選 挙 費
3 民 生 費		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費		1 保 健 衛 生 費
5 農 林 水 産 業 費		1 農 業 費
		2 林 業 費
6 商 工 費		1 商 工 費
7 土 木 費		1 土 木 管 理 費
		2 道 路 橋 梁 費
		3 都 市 計 画 費
8 消 防 費		1 消 防 費
9 教 育 費		1 教 育 総 務 費
		2 小 学 校 費
		3 中 学 校 費
		4 幼 稚 園 費
		6 保 健 体 育 費
11 公 債 費		1 公 債 費
歳 出		合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
172,701	△2,795	169,906
172,701	△2,795	169,906
2,413,263	△21,686	2,391,577
1,910,774	6,438	1,917,212
81,967	△28,124	53,843
7,140,686	△11,655	7,129,031
2,906,439	969	2,907,408
3,592,880	△12,217	3,580,663
641,217	△407	640,810
1,590,752	△362	1,590,390
988,071	△362	987,709
952,115	△26,394	925,721
920,838	△19,490	901,348
31,277	△6,904	24,373
2,408,394	△112,767	2,295,627
2,408,394	△112,767	2,295,627
2,056,136	21,924	2,078,060
151,929	△11,021	140,908
785,190	0	785,190
1,054,156	32,945	1,087,101
795,018	△5,311	789,707
795,018	△5,311	789,707
2,200,053	77,751	2,277,804
578,493	△2,764	575,729
266,402	97,112	363,514
95,139	1,204	96,343
235,682	△9,701	225,981
597,432	△8,100	589,332
1,761,000	△14,000	1,747,000
1,761,000	△14,000	1,747,000
21,513,118	△95,295	21,417,823

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども子育て支援 推進事業	1,800
5 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災 減災対策事業	28,500
6 商工費	1 商工費	温泉源泉維持管理 事業	4,068
7 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修 事業	1,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	59,120
7 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	109,954
7 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号 道路改良事業	42,117
7 土木費	2 道路橋梁費	草川地区雨水排水 対策事業	34,568
7 土木費	3 都市計画費	氏家駅東地区魅力 向上事業	4,004
7 土木費	3 都市計画費	お丸山公園等再生 計画事業	31,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命 化改良事業	95,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	8,112
9 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	2,704

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
さくら市南小学童保育センター指定管理業務委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	99,200

変 更

(単位：千円)

事 項	期 間	補正前	補正後
		限 度 額	限 度 額
さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	165,000	188,300

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
喜連川小学校長 寿命化改良事業 費	60,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備事業費	千円 33,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 29,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
農道整備事業費	41,300				32,500			
急傾斜地崩壊対策事業費	10,600				8,600			
市道整備事業費	364,600				306,500			
勝山公園整備事業費	9,000				0			
お丸山整備事業費	56,100				19,900			
お丸山公園等再生計画事業費	9,100				0			



令和4年度さくら市一般会計補正予算  
(第12号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
11	地方交付税	3,132,313
15	国庫支出金	3,694,232
16	県支出金	1,472,591
17	財産収入	142,059
19	繰入金	1,235,769
20	繰越金	1,090,132
22	市債	863,069
歳入合計		21,513,118



(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
85,189	3,217,502	
23,141	3,717,373	
△14,068	1,458,523	
△27,870	114,189	
△604,604	631,165	
510,917	1,601,049	
△68,000	795,069	
△95,295	21,417,823	

歳出

款		補正前の額	補正額
1	議 会 費	172,701	△2,795
2	総 務 費	2,413,263	△21,686
3	民 生 費	7,140,686	△11,655
4	衛 生 費	1,590,752	△362
5	農 林 水 産 業 費	952,115	△26,394
6	商 工 費	2,408,394	△112,767
7	土 木 費	2,056,136	21,924
8	消 防 費	795,018	△5,311
9	教 育 費	2,200,053	77,751
11	公 債 費	1,761,000	△14,000
歳 出 合 計		21,513,118	△95,295

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
169,906				△2,795	
2,391,577	△11,274		5,130	△15,542	
7,129,031	△7,756	△4,800		901	
1,590,390				△362	
925,721	7,400	△8,800	7,000	△31,994	
2,295,627		△9,100		△103,667	
2,078,060	△9,086	△105,300		136,310	
789,707	△1,111			△4,200	
2,277,804	30,900	60,000		△13,149	
1,747,000				△14,000	
21,417,823	9,073	△68,000	12,130	△48,498	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	3,132,313	85,189	3,217,502
	1 地方交付税	3,132,313	85,189	3,217,502
	1 地方交付税	3,132,313	85,189	3,217,502

15	国庫支出金	3,694,232	23,141	3,717,373
	1 国庫負担金	2,465,131	△7,267	2,457,864
	1 民生費国庫負担金	2,241,772	△7,267	2,234,505
	2 国庫補助金	1,218,117	30,408	1,248,525
	2 民生費国庫補助金	191,056	1,800	192,856
	5 土木費国庫補助金	177,742	△6,792	170,950
	6 教育費国庫補助金	6,380	35,400	41,780

16	県支出金	1,472,591	△14,068	1,458,523
	1 県負担金	903,870	△2,774	901,096
	1 民生費県負担金	882,627	△2,774	879,853
	2 県補助金	445,414	△20	445,394
	2 民生費県補助金	213,116	△4,015	209,101

11 地方交付税  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	85,189	普通交付税	85,189

2 児童福祉費負担金	△7,131	母子生活支援施設措置費 (1/2) 子育てのための施設等利用給付費	△2,500 △4,631
4 保険基盤安定負担金	△114	保険基盤安定負担金 (支援分) (1/2)	△114
7 未就学児均等割保険料負担金	△22	未就学児均等割保険料負担金 (1/2)	△22
2 児童福祉費補助金	1,800	保育対策総合支援事業 (10/10)	1,800
1 土木費補助金	△6,217	住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金) (1/2) 総合流域防災事業 (社会資本整備)	△5,106 △1,111
2 都市整備費補助金	△575	空き家対策総合支援事業 コンパクトシティ形成支援事業補助金 (1/2)	△750 175
4 教育振興費補助金	5,400	学校保健特別対策事業費補助金 (1/2)	5,400
5 学校建設費補助金	30,000	学校施設環境改善交付金	30,000

3 児童福祉費負担金	△3,565	母子生活支援施設措置費 (1/4) 子育てのための施設等利用費 (1/4)	△1,250 △2,315
5 保険基盤安定負担金	802	保険基盤安定負担金 (軽減分) (3/4) 保険基盤安定負担金 (支援分) (1/4)	859 △57
8 未就学児均等割保険料負担金	△11	未就学児均等割保険料負担金 (1/4)	△11
2 児童福祉費補助金	△3,608	民間育児サービス対策事業費 (1/2) 私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費 (10/10)	△163 △3,445

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	4 農林水産業費県補助金	185,957	6,400	192,357
	6 土木費県補助金	3,508	△2,405	1,103
3	委託金	123,307	△11,274	112,033
	1 総務費委託金	121,135	△11,274	109,861

17	財産収入	142,059	△27,870	114,189
	1 財産運用収入	48,410	5,130	53,540
	2 利子及び配当金	29,170	5,130	34,300
	2 財産売却収入	93,649	△33,000	60,649
	1 不動産売却収入	93,000	△33,000	60,000

19	繰入金	1,235,769	△604,604	631,165
	1 特別会計繰入金	28,015	8,599	36,614
	2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	8,599	8,600
	2 基金繰入金	1,207,754	△613,203	594,551
	1 財政調整基金繰入金	734,286	△435,003	299,283
	2 減債基金繰入金	300,000	△185,200	114,800
	9 森林環境譲与税制度運用に係る基金	0	7,000	7,000

20	繰越金	1,090,132	510,917	1,601,049
	1 繰越金	1,090,132	510,917	1,601,049
	1 繰越金	1,090,132	510,917	1,601,049

節		説明	
区分	金額		
4 生活保護費補助金	△407	物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業補助金	△407
1 農業費補助金	7,400	担い手への農地集積推進事業 新規就農・経営継承総合支援事業 スマート農業普及促進事業補助金 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 農業用ため池防災減災対策事業	△3,500 △5,000 △3,600 △9,000 28,500
2 林業費補助金	△1,000	とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金 (10/10)	△1,000
1 土木費補助金	△2,405	民間住宅耐震診断助成事業補助金 (1/4) 民間住宅耐震改修助成事業補助金 (1/4)	△155 △2,250
4 選挙費委託金	△11,274	栃木県議会議員選挙費	△11,274

1 利子及び配当金	5,130	基金一括運用利子 (債券)	5,130
1 土地売却収入	△33,000	市有地売却収入	△33,000

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	8,599	後期高齢者医療特別会計繰入金	8,599
1 財政調整基金繰入金	△435,003	財政調整基金繰入金	△435,003
1 減債基金繰入金	△185,200	減債基金繰入金	△185,200
1 森林環境譲与税制度運用に係る基金	7,000	森林環境譲与税制度運用に係る基金	7,000

1 繰越金	510,917	前年度繰越金	510,917
-------	---------	--------	---------

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	863,069	△68,000	795,069
	1 市債	863,069	△68,000	795,069
	2 民生債	33,900	△4,800	29,100
	4 農林水産業債	41,300	△8,800	32,500
	5 土木債	453,800	△105,300	348,500
	7 教育債	36,700	60,000	96,700
	9 商工債	9,100	△9,100	0



節		説明	
区分	金額		
1 保育施設整備事業債	△4,800	保育施設整備事業費	△4,800
1 農道整備事業債	△8,800	農道整備事業費	△8,800
1 急傾斜地崩壊対策事業債	△2,000	急傾斜地崩壊対策事業費	△2,000
2 市道整備事業債	△58,100	市道整備事業費	△58,100
20 勝山公園整備事業債	△9,000	勝山公園整備事業費	△9,000
21 お丸山整備事業債	△36,200	お丸山整備事業費	△36,200
28 喜連川小学校長寿命化改良事業債	60,000	喜連川小学校長寿命化改良事業費	60,000
3 お丸山公園等再生計画事業債	△9,100	お丸山公園等再生計画事業費	△9,100

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	172,701	△2,795	169,906				△2,795
	1 議会費	172,701	△2,795	169,906				△2,795
	1 議会費	172,701	△2,795	169,906				△2,795

2	総務費	2,413,263	△21,686	2,391,577	△11,274		5,130	△15,542
	1 総務管理費	1,910,774	6,438	1,917,212	△74		5,130	1,382
	1 一般管理費	809,890	18,508	828,398				18,508
	3 財政管理費	82,678	△292	82,386				△292
	7 企画費	213,812	△108	213,704				△108
	8 基金費	22,456	5,130	27,586			5,130	
	9 情報処理費	270,090	△16,800	253,290	△74			△16,726
4	選挙費	81,967	△28,124	53,843	△11,200			△16,924

1 議会費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△500	○議長等活動支援事務 △1,145 その他非常勤職員報酬 △500
8 旅費	△2,220	非常勤職員費用弁償 △120 特別旅費 △450
18 負担金、補助及び交付金	△75	負担金 △75 ○議員研修事業 △1,500 議員特別旅費 △1,500 ○議員広報事業 △150 議員費用弁償 △150

12 委託料	△248	○職員人件費 18,929 負担金 18,929
18 負担金、補助及び交付金	18,756	○文書管理事務費 △66 負担金 △66 ○例規集データベースシステム管理事務 業務委託料 △284 負担金 △248 ○行政事務法律関連相談・訴訟事務 負担金 △36 △71 △71
8 旅費	△39	○予算編成、管理事務 △292 普通旅費 △39
12 委託料	△250	業務委託料 △250 負担金 △3
18 負担金、補助及び交付金	△3	
7 報償費	△108	○桜の郷づくり事業 報償金 △108 △108
24 積立金	5,130	○基金積立事業 5,130 基金積立金 5,130
11 役務費	△3,700	○庁内業務情報システム管理事業 △9,000 業務委託料 △4,000
12 委託料	△4,000	庁用器具費 △5,000
17 備品購入費	△9,100	○庁内LAN管理事業 △7,800 通信運搬費 △3,700 庁用器具費 △4,100

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	6 栃木県議会 議員選挙費	15,700	△11,225	4,475	△11,200			△25
	8 さくら市議 会議員選挙 費	41,778	△16,899	24,879				△16,899

3		民生費	7,140,686	△11,655	7,129,031	△7,756	△4,800		901
	1	社会福祉費	2,906,439	969	2,907,408	655			314
		3 国民健康保 険費	287,507	969	288,476	655			314
	2	児童福祉費	3,592,880	△12,217	3,580,663	△8,004	△4,800		587
		1 児童福祉総 務費	1,751,563	△8,758	1,742,805	△4,254	△4,800		296

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△1,885	○栃木県議会議員選挙費 その他非常勤職員報酬 時間外勤務手当 管理職特別勤務手当 災害補償費 報償金 非常勤職員費用弁償 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 業務委託料 賃借料 庁用器具費	△11,225
3 職員手当等	△5,581		△1,885
5 災害補償費	△1		△5,250
7 報償費	△163		△331
8 旅費	△1		△1
10 需用費	△827		△163
11 役務費	△220		△1
12 委託料	△742		△850
13 使用料及び賃借料	△55		△10
17 備品購入費	△1,750		△67
			100
			△10
1 報酬	△292		○さくら市議会議員選挙費 その他非常勤職員報酬 災害補償費 非常勤職員費用弁償 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 業務委託料 交付金
5 災害補償費	△1	△292	
8 旅費	△1	△1	
10 需用費	△517	△348	
11 役務費	△271	△3	
12 委託料	△683	△10	
18 負担金、補助及び交付金	△15,134	△156	
		△220	
		△51	
		△683	
		△15,134	
27 繰出金	969	○国民健康保険特別会計繰出金	969
		他会計繰出金	969
12 委託料	△3,542	○こども政策課庶務事務 業務委託料	△3,542
18 負担金、補助及び交付金	△5,216	○施設型給付・地域型給付等事業 補助金	△308
		○子育てのための施設等利用給付事業	△308
			△3,263

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	2 母子福祉費	428,949	△3,459	425,490	△3,750			291
3	生活保護費	641,217	△407	640,810	△407			
	1 生活保護総務費	99,416	△407	99,009	△407			

4	衛生費	1,590,752	△362	1,590,390				△362
	1 保健衛生費	988,071	△362	987,709				△362
	1 保健衛生総務費	248,365	△362	248,003				△362

5	農林水産業費	952,115	△26,394	925,721	7,400	△8,800	7,000	△31,994
	1 農業費	920,838	△19,490	901,348	7,400	△8,800		△18,090
	3 農業振興費	196,460	△47,990	148,470	△21,100			△26,890

節		説明	
区分	金額		
		負担金	△3,263
		○子ども子育て支援推進事業	△1,645
		補助金	1,800
		交付金	△3,445
19 扶助費	△5,000	○母子生活支援事業	△5,000
		扶助費	△5,000
22 償還金、利子及び割引料	1,541	○養育医療費助成事業	1,541
		償還金	1,541
11 役務費	△7	○物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業	△407
		通信運搬費	△3
18 負担金、補助及び交付金	△400	手数料	△4
		交付金	△400

1 報酬	△27	○健康まつり開催事業	△362
		その他非常勤職員報酬	△27
7 報償費	△80	報償金	△80
		非常勤職員費用弁償	△20
8 旅費	△20	消耗品費	△87
		業務委託料	△148
10 需用費	△87		
12 委託料	△148		

7 報償費	△132	○農業振興事務	840
		補助金	840
10 需用費	△2	○農業次世代人材投資事業	△5,000
		交付金	△5,000
11 役務費	△376	○担い手への農地集積推進事業	△3,500
		交付金	△3,500
18 負担金、補助及び交付金	△47,480	○スマート農業普及促進事業	△3,600
		補助金	△3,600
		○強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	△9,000
		補助金	△9,000
		○食育推進計画策定業務	△510
		報償金	△132
		消耗品費	△2

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	5 農地費	180,511	28,500	209,011	28,500	△8,800		8,800
2	林業費	31,277	△6,904	24,373			7,000	△13,904
	1 林業費	31,277	△6,904	24,373			7,000	△13,904

6	商工費	2,408,394	△112,767	2,295,627		△9,100		△103,667
	1 商工費	2,408,394	△112,767	2,295,627		△9,100		△103,667
	2 商工振興費	2,071,856	△100,767	1,971,089				△100,767
	3 観光費	56,697	△3,000	53,697				△3,000
	5 喜連川地区 施設管理費	181,157	△9,000	172,157		△9,100		100

7	土木費	2,056,136	21,924	2,078,060	△9,086	△105,300		136,310
	1 土木管理費	151,929	△11,021	140,908	△8,511	△2,000		△510
	1 土木総務費	151,929	△11,021	140,908	△8,511	△2,000		△510
	2 道路橋梁費	785,190	0	785,190		△70,700		70,700
	1 道路維持費	399,594	0	399,594		△6,400		6,400
	2 道路建設改良費	325,290	0	325,290		△64,300		64,300
	3 都市計画費	1,054,156	32,945	1,087,101	△575	△32,600		66,120



節		説明
区分	金額	
		通信運搬費 <span style="float:right">△376</span> ○コロナ禍における農業用資材等高騰対策事業 <span style="float:right">△27,220</span> 交付金 <span style="float:right">△27,220</span>
12 委託料	28,500	○農業用ため池防災減災対策事業 <span style="float:right">28,500</span> 業務委託料 <span style="float:right">28,500</span>
24 積立金	△6,904	○森林経営管理制度事業 <span style="float:right">△6,904</span> 基金積立金 <span style="float:right">△6,904</span>

12 委託料	△3,476	○商工まつり支援事業 <span style="float:right">△3,000</span> 補助金 <span style="float:right">△3,000</span>
18 負担金、補助及び交付金	△97,291	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 <span style="float:right">△3,476</span> 業務委託料 <span style="float:right">△3,476</span> ○原油価格・物価高騰対策事業 <span style="float:right">△83,131</span> 交付金 <span style="float:right">△83,131</span> ○運送事業者等原油価格高騰対策事業 <span style="float:right">△11,160</span> 交付金 <span style="float:right">△11,160</span>
12 委託料	△3,000	○駅前交流拠点施設維持管理事業 <span style="float:right">△3,000</span> 業務委託料 <span style="float:right">△3,000</span>
14 工事請負費	△9,000	○温泉源泉維持管理事業 <span style="float:right">△9,000</span> 工事請負費 <span style="float:right">△9,000</span>

18 負担金、補助及び交付金	△11,021	○木造住宅耐震診断事業 <span style="float:right">△421</span> 補助金 <span style="float:right">△421</span> ○木造住宅耐震改修事業 <span style="float:right">△10,600</span> 補助金 <span style="float:right">△10,600</span>
		(財源更正)
		(財源更正)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	1 都市計画総務費	855,143	51,045	906,188	△575			51,620
	3 公園費	191,736	△18,100	173,636		△32,600		14,500

8		消防費	795,018	△5,311	789,707	△1,111			△4,200
	1	消防費	795,018	△5,311	789,707	△1,111			△4,200
		1 非常備消防費	66,947	△3,311	63,636				△3,311
		3 防災費	47,133	△2,000	45,133	△1,111			△889

9		教育費	2,200,053	77,751	2,277,804	30,900	60,000		△13,149
	1	教育総務費	578,493	△2,764	575,729				△2,764
		2 事務局費	440,421	△2,764	437,657				△2,764
	2	小学校費	266,402	97,112	363,514	34,050	60,000		3,062
		1 学校管理費	251,143	97,112	348,255	34,050	60,000		3,062

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△132	○区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金	52,677 52,677
18 負担金、補助 及び交付金	△1,500	○空家等対策事業 補助金	△1,500 △1,500
27 繰出金	52,677	○立地適正化計画策定事業 委員報酬	△132 △132
10 需用費	△3,000	○お丸山公園等再生計画事業 業務委託料	△8,100 △8,100
12 委託料	△8,100	○桜つつみ維持管理事業 工事請負費	△7,000 △7,000
14 工事請負費	△7,000	○都市公園管理事業 修繕料	△3,000 △3,000

7 報償費	△586	○消防団運営事業 報償金	△2,309 △300
8 旅費	△2,012	団員費用弁償 普通旅費	△2,000 △9
10 需用費	△58	○消防団点検事業 報償金	△852 △236
13 使用料及び 賃借料	△605	燃料費 賃借料	△11 △605
18 負担金、補助 及び交付金	△50	○女性防火クラブ活動事業 報償金 普通旅費 消耗品費 負担金	△150 △50 △3 △47 △50
18 負担金、補助 及び交付金	△2,000	○自主防災組織活動支援事業 補助金	△2,000 △2,000

18 負担金、補助 及び交付金	△2,764	○小中学校特別活動補助事業 補助金 ○市立中学校国際交流事業 補助金	536 536 △3,300 △3,300
10 需用費	4,056	○小学校施設長寿命化改良事業 業務委託料	89,000 △3,000
12 委託料	△3,000	工事請負費	92,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	中学校費	95,139	1,204	96,343	1,350		△146
	1 学校管理費	84,736	1,204	85,940	1,350		△146
4	幼稚園費	235,682	△9,701	225,981	△4,500		△5,201
	1 幼稚園費	235,682	△9,701	225,981	△4,500		△5,201
6	保健体育費	597,432	△8,100	589,332			△8,100
	3 学校給食費	245,918	△8,100	237,818			△8,100

11	公債費	1,761,000	△14,000	1,747,000			△14,000
	1 公債費	1,761,000	△14,000	1,747,000			△14,000
	1 元金	1,710,000	△9,000	1,701,000			△9,000
	2 利子	51,000	△5,000	46,000			△5,000

節		説明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	92,000	○小学校運営事業 消耗品費 庁用器具費	8,112
17 備品購入費	4,056		4,056
10 需用費	1,352	○中学校施設補修整備事業 工事請負費	△1,500
14 工事請負費	△1,500		△1,500
		○中学校運営事業 消耗品費 庁用器具費	2,704
17 備品購入費	1,352		1,352
18 負担金、補助 及び交付金	△9,701	○幼稚園事業 負担金 ○幼児教育類似施設補助事業 補助金	△6,000
			△6,000
			△3,701
			△3,701
12 委託料	△4,500	○給食センター建設事業 業務委託料 土地購入費	△8,100
16 公有財産 購入費	△3,600		△4,500
			△3,600
22 償還金、利子 及び割引料	△9,000	○市債償還元金 償還金	△9,000
			△9,000
22 償還金、利子 及び割引料	△5,000	○市債償還利子 利子及び割引料	△5,000
			△5,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		27,180	10,348 ( 3.15 )	221	37,749	7,378	45,127
	議 員	18	74,100		22,370 ( 3.15 )		96,470	23,648	120,118
	その他の 特別職	1,191	70,116				70,116		70,116
	計	1,212	144,216	27,180	32,718	221	204,335	31,026	235,361
補正前	長 等	3		27,180	10,348 ( 3.15 )	221	37,749	7,378	45,127
	議 員	18	74,100		22,370 ( 3.15 )		96,470	23,648	120,118
	その他の 特別職	1,390	72,325				72,325		72,325
	計	1,411	146,425	27,180	32,718	221	206,544	31,026	237,570
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	△ 199	△ 2,209				△ 2,209		△ 2,209
	計	△ 199	△ 2,209	0	0	0	△ 2,209	0	△ 2,209

備考 本年度の期末手当支給率は調整割合を含む。

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 307 ) 361	381,681	1,240,494	778,568	2,400,743	481,867	2,882,610	
補正前	( 318 ) 361	382,308	1,240,494	784,291	2,407,093	481,867	2,888,960	
比 較	( △ 11 ) 0	△ 627	0	△ 5,723	△ 6,350	0	△ 6,350	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,900	35,140	19,523	919	132,550	2,265
	補正前	26,900	35,282	19,523	919	137,800	2,265
	比 較	0	△ 142	0	0	△ 5,250	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,967	308,694	194,658	17,290	0	662
	補正前	39,967	308,694	194,658	17,290	0	993
	比 較	0	0	0	0	0	△ 331
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 4 ) 308	0	1,102,682	660,651	1,763,333	374,889	2,138,222	
補正前	( 4 ) 308	0	1,102,682	666,232	1,768,914	374,889	2,143,803	
比 較	( 0 ) 0	0	0	△ 5,581	△ 5,581	0	△ 5,581	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,900	18,148	19,523	919	125,638	2,265
	補正前	26,900	18,148	19,523	919	130,888	2,265
	比 較	0	0	0	0	△ 5,250	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,967	214,681	194,658	17,290	0	662
	補正前	39,967	214,681	194,658	17,290	0	993
	比 較	0	0	0	0	0	△ 331
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。



イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 303 ) 53	381,681	137,812	117,917	637,410	106,978	744,388	
補正前	( 314 ) 53	382,308	137,812	118,059	638,179	106,978	745,157	
比 較	( △ 11 ) 0	△ 627	0	△ 142	△ 769	0	△ 769	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	16,992	0	0	6,912	0
	補正前	0	17,134	0	0	6,912	0
	比 較	0	△ 142	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	94,013	0	0	0	0
	補正前	0	94,013	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
4-さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託	188,300			令和4年度 令和9年度	188,300	68,400			119,900
4-さくら市南小学童保育センター指定管理業務委託	99,200			令和4年度 令和8年度	99,200	64,000			35,200

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,611,863	13,575,238	1,235,569	1,698,410	13,112,397
(1) 総務	5,816,991	6,117,263	272,969	634,679	5,755,553
(2) 民生	372,104	321,562	29,100	62,662	288,000
(3) 衛生	329,659	325,596	0	27,788	297,808
(4) 農林水産	602,766	539,004	32,500	76,074	495,430
(5) 商工	33,800	90,410	0	10,000	80,410
(6) 土木	2,711,951	2,575,521	423,500	414,349	2,584,672
(7) 消防	623,324	567,784	26,800	84,988	509,596
(8) 教育	3,121,268	3,038,098	450,700	387,870	3,100,928
2 災害復旧費	90,594	88,993	0	12,310	76,683
(1) 公共土木施設	41,944	40,768	0	2,202	38,566
(2) 農林水産業施設	48,650	48,225	0	10,108	38,117
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,702,457	13,664,231	1,235,569	1,710,720	13,189,080



議案第 13 号

令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計  
の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,161 万 9 千  
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,738 万 1  
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
2 財 産 収 入			
		1 財 産 売 払 収 入	
3 繰 入 金			
		1 他 会 計 繰 入 金	
4 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
5 諸 収 入			
		1 雑 入	
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
55,860	△52,875	2,985
55,860	△52,875	2,985
203,106	52,677	255,783
203,106	52,677	255,783
30,000	△11,413	18,587
30,000	△11,413	18,587
33	△8	25
33	△8	25
289,000	△11,619	277,381

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
歳 出	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
108,959	△11,619	97,340
108,959	△11,619	97,340
289,000	△11,619	277,381



令和4年度氏家都市計画事業上阿久津台地  
土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
2	財	産	取入	55,860
3	繰	入	入金	203,106
4	繰	越	入金	30,000
5	諸	取	入	33
歳入合計				289,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△52,875	2,985	
52,677	255,783	
△11,413	18,587	
△8	25	
△11,619	277,381	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 土地区画整理事業費	108,959	△11,619
歳出合計	289,000	△11,619

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
97,340				△11,619	
277,381				△11,619	

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入	55,860	△52,875	2,985
	1 財産売払収入	55,860	△52,875	2,985
	1 不動産売払収入	55,860	△52,875	2,985
3	繰入金	203,106	52,677	255,783
	1 他会計繰入金	203,106	52,677	255,783
	1 一般会計繰入金	203,106	52,677	255,783
4	繰越金	30,000	△11,413	18,587
	1 繰越金	30,000	△11,413	18,587
	1 繰越金	30,000	△11,413	18,587
5	諸収入	33	△8	25
	1 雑入	33	△8	25
	1 雑入	33	△8	25



2 財産収入  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保留地処分収入	△52,875	保留地処分収入	△52,875

1 一般会計繰入金	52,677	一般会計繰入金	52,677

1 繰越金	△11,413	前年度繰越金	△11,413

1 雑入	△8	電柱敷地占有料	△8

### 3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		土地区画整理事業費	108,959	△11,619	97,340				△11,619
	1	土地区画整理事業費	108,959	△11,619	97,340				△11,619
		1 一般管理費	39,094	△2,034	37,060				△2,034
		2 事業費	69,865	△9,585	60,280				△9,585

1 土地区画整理事業費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△165	○上阿久津区画整理事業審議会運営事業 委員報酬
11 役務費	△251	○区画整理事務 手数料
12 委託料	△1,533	○区画整理地内管理事業 業務委託料
18 負担金、補助 及び交付金	△85	○下水道受益者負担金 負担金
12 委託料	△1,000	○上阿久津台地土地区画整理事業 業務委託料
21 補償、補填 及び賠償金	△8,585	補償金

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計		
補正後	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0
補正前	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	15	165			165		165
	計	15	165			165		165
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	△ 15	△ 165			△ 165		△ 165
	計	△ 15	△ 165			△ 165		△ 165

議案第 14 号

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,735 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 2,089 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
8 繰 入 金			
		1 他 会 計 繰 入 金	
		2 基 金 繰 入 金	
9 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
261,639	△5,011	256,628
255,659	969	256,628
5,980	△5,980	0
2,254	172,362	174,616
2,254	172,362	174,616
4,053,543	167,351	4,220,894

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 療養諸費
	2 高額療養費
6 健康事業費	2 健康事業費
7 基金積立金	1 基金積立金
9 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
20,793	△495	20,298
19,162	△495	18,667
2,882,531	99,058	2,981,589
2,494,404	85,487	2,579,891
370,202	13,571	383,773
40,190	△1,863	38,327
12,391	△1,863	10,528
1	58,206	58,207
1	58,206	58,207
6,084	12,445	18,529
6,084	12,445	18,529
4,053,543	167,351	4,220,894



令和4年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
8 繰	入	金	261,639
9 繰	越	金	2,254
歳入合計			4,053,543

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△5,011	256,628	
172,362	174,616	
167,351	4,220,894	

歳出

款		補正前の額	補正額
1	総務費	20,793	△495
2	保険給付費	2,882,531	99,058
6	保健事業費	40,190	△1,863
7	基金積立金	1	58,206
9	諸支出金	6,084	12,445
歳出合計		4,053,543	167,351

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
20,298				△495	
2,981,589				99,058	
38,327				△1,863	
58,207				58,206	
18,529				12,445	
4,220,894				167,351	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	261,639	△5,011	256,628
	1 他会計繰入金	255,659	969	256,628
	1 一般会計繰入金	255,659	969	256,628
	2 基金繰入金	5,980	△5,980	0
	1 財政調整基金繰入金	5,980	△5,980	0

9	繰越金	2,254	172,362	174,616
	1 繰越金	2,254	172,362	174,616
	1 その他繰越金	2,254	172,362	174,616



8 繰入金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保険基盤安定繰入金	1,146	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	1,146
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△228	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△228
3 未就学児均等割保険料繰入金	△45	未就学児均等割保険料繰入金	△45
6 財政安定化支援事業繰入金	128	財政安定化支援事業繰入金	128
7 その他一般会計繰入金	△32	療養給付費負担金減額分繰入金	△32
1 財政調整基金繰入金	△5,980	財政調整基金繰入金	△5,980
1 繰越金	172,362	前年度繰越金	172,362

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	20,793	△495	20,298				△495
	1 総務管理費	19,162	△495	18,667				△495
	1 一般管理費	18,020	△495	17,525				△495

2	保険給付費	2,882,531	99,058	2,981,589				99,058
	1 療養諸費	2,494,404	85,487	2,579,891				85,487
	1 一般被保険者療養給付費	2,462,510	85,487	2,547,997				85,487
	2 高額療養費	370,202	13,571	383,773				13,571
	1 一般被保険者高額療養費	370,000	13,571	383,571				13,571

6	保健事業費	40,190	△1,863	38,327				△1,863
	2 保健事業費	12,391	△1,863	10,528				△1,863
	2 疾病予防費	11,106	△1,863	9,243				△1,863

7	基金積立金	1	58,206	58,207				58,206
	1 基金積立金	1	58,206	58,207				58,206
	1 財政調整基金積立金	1	58,206	58,207				58,206

9	諸支出金	6,084	12,445	18,529				12,445
	1 償還金及び還付加算金	6,084	12,445	18,529				12,445
	5 保険給付費等交付金返還金	1	10,352	10,353				10,352

1 総務費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 報 償 費	△495	○国民健康保険事務 報償金	△495 △495
18 負担金、補助 及び交付金	85,487	○一般被保険者療養給付費 負担金	85,487 85,487
18 負担金、補助 及び交付金	13,571	○一般被保険者高額療養費 負担金	13,571 13,571
11 役 務 費	△224	○糖尿病重症化予防事業 手数料	△1,677 △38
12 委 託 料	△1,639	業務委託料 ○健康マイルカード事業（国保対象） 通信運搬費	△1,639 △186 △186
24 積 立 金	58,206	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	58,206 58,206
22 償還金、利子 及び割引料	10,352	○県保険給付費等交付金返還金 償還金	10,352 10,352

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	6 療養給付費 負担金返還 金	1	1,428	1,429				1,428
	8 保険者努力 支援交付金 返還金	0	665	665				665

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	1,428	○療養給付費等負担金返還金 償還金	1,428 1,428
22 償還金、利子 及び割引料	665	○保険者努力支援交付金返還金（事業費分） 償還金	665 665



議案第 15 号

令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 859 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,196 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	8,599	8,600
1	8,599	8,600
513,368	8,599	521,967

歲 出

款	項
4 諸 支 出 金	2 繰 出 金
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
354	8,599	8,953
1	8,599	8,600
513,368	8,599	521,967



令和4年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
4 繰越金	1
歳入合計	513,368

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
8,599	8,600	
8,599	521,967	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 諸 支 出 金	354	8,599
歳 出 合 計	513,368	8,599



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
8,953				8,599	
521,967				8,599	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	8,599	8,600
	1	繰越金	1	8,599	8,600
		1 繰越金	1	8,599	8,600

4 繰越金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	8,599	前年度繰越金 8,599

### 3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		諸支出金	354	8,599	8,953				8,599
	2	繰出金	1	8,599	8,600				8,599
		1 他会計繰出金	1	8,599	8,600				8,599

4 諸支出金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	8,599	○他会計繰出金 8,599 他会計繰出金 8,599